

令和7年度

流山市社会福祉法人指導監査実施計画

I	指導監査実施方針等	1
1	実施方針	
2	重点指導事項	
II	指導監査実施方法	3
1	一般監査	
2	特別監査	
III	指導監査の実施体制	3
1	一般監査	
2	特別監査	
IV	監査結果の管理	4
1	一般監査の指摘	
2	特別監査の実施	
3	その他	
V	令和7年度指導監査実施計画表	別紙

I 指導監査実施方針等

1 実施方針

社会福祉法人の適正な運営を確保するために、法令や国の通知等を遵守した運営を行っているか実地による確認を行い、必要な指導を行う。

2 重点指導事項

前年度の指導監査結果、法令及び通知等を踏まえ、以下を重点項目とする。

(1) 適正な法人運営の確保

ア 理事会、評議員会の適切な運営

予算・決算及び契約行為などの法人運営上の重要事項等について、適切な時期に、必要な審議が行われているか確認する。

イ 役員及び評議員の選任、報酬等

役員及び評議員が法令や定款に従い、適切に選任されているか確認する。また、報酬や費用弁償の支給基準が定款等に規定され、適切に支出されているか確認する。

ウ 情報公開の推進

利用者および市民に法人に関する情報が広く提供されるように、業務・財務に関する情報、役員等に関する情報について、事務所への備置き・閲覧及びホームページ上での公表が適切に行われているか確認する。

エ 公益的な取組み

地域における公益的な取組みが積極的に行われているか確認する。社会福祉充実残額がある場合には、地域の社会福祉ニーズの勘案、社会福祉充実計画の立案など、地域における公益的取組みが適切に行われているか確認する。

(2) 会計管理

ア 経理事務・現金管理

経理規程等に基づき正確かつ適切な会計処理・現金管理の体制構築が行われ、会計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか確認する。

また、経理事務を行うにあたり、拠点区分、事業区分ごとに会計が区分され適切に行われているか確認する。

イ 決算処理

決算書類が適切に作成され、附属明細表及び証拠書類等との整合性が図られているか確認する。また、財務諸表等電子開示システムへの登録が適切に行われているか確認する。

ウ 予算管理

収入及び支出を適切に把握し予算が編成されているか、その予算に基づき法人運営が行われているか確認する。また、年度途中で不足が見込まれる場合において、補正予算が適切に計上されているか確認する。

エ 資産管理

資産が基本財産、その他財産等に明確に区分され、適切な資産評価の基に管理されているか確認する。また、園舎・施設等の老朽化などに対応して、その更新に係る資産の積立が行われているか確認する。

(3) 防災対策

ア 非常災害対策の強化

消防署や近隣施設・住民との連携を密にするとともに、防災設備・避難経路の点検整備、火災の予防、避難訓練を適切に行っているか検証する。

(4) 事故防止対策

ア 事故防止に向けた取り組み

事故の発生・再発防止の取り組みや、施設内で発生した事故の報告状況の確認、その適正化を図る。

II 指導監査の実施方法

1 一般監査

一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。実施の周期については、以下の通りとする。

- (1) 適正な法人運営の確保、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない場合には、3箇年に1回とする。
- (2) 会計監査人などの専門家による監査等の支援を受け、会計監査人が作成する会計監査報告等が適切である場合には、4箇年または5箇年に1回とする。
なお、本項における詳細は、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日社援発0427第1号ほか）による。
- (3) 新たに設立された法人への一般監査については、設立年度又は次年度において実施する。新たに施設を開設した法人については、設立年度又は次年度に実施することがある。
- (4) ただし、一般指導監査によって改善が見られないと判断される場合は、改善が見られるまで継続して、指導及び監査を実施する。

2 特別監査

特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

Ⅲ 指導監査の実施体制

指導監査は、福祉政策課を中心に、次のとおり関係各課や関係機関と連携し実施する。

1 一般監査

(1) 福祉政策課

法人の運営状況及び会計管理状況について実地監査をする。また、実地監査に伴う事前準備及び結果の取りまとめを担当する。

(2) 関係課（介護支援課・高齢者支援課・障害者支援課・保育課・子ども家庭課等）

施設の運営管理・施設の入所者等の処遇の状況を必要に応じ指導監査する。

(3) 千葉県（松戸健康福祉センター監査指導課）

情報を共有し連携をとりながら、指導監査を実施する。

2 特別監査

福祉政策課が主体となり、関係課及び千葉県（各施設所管課及び松戸健康福祉センター監査指導課）と連携を図り行う。

Ⅳ 監査結果の管理

1 一般監査の指摘

監査指摘については、法令、指導監査ガイドライン、当該法人の定款及び諸規程の定めに適合していない事項について指摘し、改善を求める。

(1) 結果及び改善状況の報告

実地監査終了後1月以内に指導監査結果通知を送付し、指摘事項については、つぎに掲げる区分による。なお、アの（イ）及びイについても、法人とその内容について認識を共有できるよう書面にて通知する。

ア 法令又は通知等の違反が認められる場合

(ア) 要改善事項（報告を要する事項）

明らかに違法又は不適切と認められる場合は、原則として改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導する。（文書指摘）

また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して報告を求め、市が改善措置のために必要と判断する場合には、実地において調査を行うことがある。

(イ) 口頭指摘事項（報告を要しない事項）

違反の程度が軽微な場合又は違反について（ア）の指導を行わずとも改善が見込まれる場合については、口頭により指導する。（口頭指摘）

イ 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人運営に資するもの（安全性、効率性及び透明性等）と考えられる事項について、監査の場で助言する。

（２）継続的な指導

一般指導監査の結果、法人から提出された改善結果報告書でも改善が認められないと判断される法人については、改善が図られるまで、継続して指導を実施することで、自主的改善を求める。

２ 特別指導監査の実施

自主的改善が図られない場合又は次の各項目に該当する重大な問題を有する法人については、随時、特別指導監査を実施し、その内容に応じて、社会福祉法第５６条、その他法令及び厚生労働省通知等に基づく改善命令又は行政指導も検討し、実効性のある指導監査を実施する。

〔特別監査の実施対象となる基準〕

- （１）運営等に問題を有する不正又は著しい不当があったとき
- （２）最低基準違反があると認められるとき
- （３）度重なる一般指導監査によっても改善が認められないとき

３ その他

（１）特定法人の重点指導

指導事項及び問題事項が多い法人に対しては、改善計画・改善案の提出を求め、その改善計画に従って改善がなされているか随時確認をするなど、重点的かつ継続的に指導する。また、新設の法人については、円滑かつ、適正に運営されるよう指導する。

（２）一般監査を実施しない年度における対応

一般監査を実施しない年度にあつては、法人の運営する施設巡回の機会を求めることがある。また、現況報告書（財務諸表等電子開示システムによる公開内容含む）の内容について、経営的な視点から質疑回答を求めることがある。